（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第十七条　介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

区分	額
（略）	（略）
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円
（略）	（略）

備考

一　この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくはユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型介護福祉施設サービス費(I)若しくはユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

二　この表において「ユニット型個室的多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)若しくはユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型介護福祉施設サービス費(II)若しくはユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき者が利用する居室をいう。

三　この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(I)若しくは経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四　この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(II)若しくは経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき者が利用する居室をいう。

改正前

区分	額
（略）	（略）
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
（略）	（略）

備考

一　この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

二　この表において「ユニット型準個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき者が利用する居室をいう。

三　この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四　この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき者が利用する居室をいう。